地区計画の区域内における行為の届出について

地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る）内において、次の行為を行おうとする場合は、**当該行為に着手する日の３０日前までに** 熊谷市長に**届出が必要**です。（都市計画法第 58 条の 2 第 1 項）

■届出が必要な行為

(1) 土地の区画形質の変更
(2) 建築物の建築 （※建築確認申請不要の建築行為も届出が必要です。）
(3) 工作物の建設
(4) 建築物等の用途の変更‥‥地区整備計画に「建築物等の用途の制限」が定められている区域内で、建築物等の用途の変更をする場合（用途変更後の建築物等が地区計画で定めている用途の制限に適合しないこととなる場合に限ります。）
(5) 建築物等の形態又は意匠の変更‥‥地区整備計画に「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている区域内で、建築物等の形態や色彩などの変更を行う場合

■届出に必要な書類　　**◎提出部数：２部（正・副）**

１ 地区計画の区域内における行為の届出書（都市計画法施行規則第 43 条の 9 第 1 項・別記様式第 11 の 2）
※地区整備計画に「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている地区については、熊谷市追記事項欄に建築物等の外壁又はこれに代わる柱の色彩（マンセル値）を併記してください。（届出書の裏面参照）

２ 委任状（代理届出の場合） 代理人の連絡先を明記してください。

３ 添付図書

行為の種類	必要書類	縮　尺	備　　考
(1)土地の区画形質の変更	案内図	－	行為の場所を表示する図面
	区域及び公共施設配置図	1/1000 以上	土地の区域・当該区域内とその周辺の公共施設を表示したもの
	設計図	1/100 以上	
(2)建築物の建築 (3)工作物の建設 (4)建築物等の用途の変更 (5)建築物等の形態又は意匠の変更	案内図	－	行為の場所を表示する図面
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物・工作物の位置を表示したもの ※敷地面積を記載してください（求積図の添付でも可） ※壁面位置の制限がある地区は、壁面後退位置も図示
	立面図	1/50 以上	２面以上 ※建築物・工作物の高さを記載してください
	平面図	1/50 以上	各階のもの（(2)建築物の建築又は(4)用途変更の場合のみ） ※建築面積、延床面積を記載してください

※建築確認に使用する図書を準用する場合には、縮尺を上記によらないことができます。（明確に内容が確認できるものに限る）

＊その他参考となるべき事項を記載した図書

例：①求積図‥‥敷地面積の最低限度が定められている区域内
②外構平面図（1/100 以上）‥‥垣又はさくの制限地内（垣又はさくを設ける場合）
外構立面図、外構断面図（1/50 以上）‥‥垣又はさくの制限地内（垣又はさくを設ける場合）
③建築物の外観の色彩を確認できる図面等‥‥建築物等の形態又は意匠の制限地内
④仮換地指定図（写し）‥‥施行中の土地区画整理事業地内
⑤その他‥‥必要に応じ、既存権利を確認するために必要な図書等

■変更の届出

届出に係る事項のうち設計又は施行方法を変更する場合、当該行為に着手する日の３０日前までに**地区計画の区域内における行為の変更届出書**(都市計画法施行規則第 43 条の 11 第 1 項･別記様式第 11 の 3)を提出してください。（添付書類及び提出部数は上記と同じです。）

◇届出・問い合わせ先◇ 熊谷市都市計画課 ＜大里庁舎内＞
℡0493-39-4813　熊谷市中曽根 654 番地 1